

船舶インシデント調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和7年2月11日 11時50分頃
発生場所	長崎県長崎市三重式見港 三重式見港三重南防波堤西灯台から真方位283°800m付近 （概位 北緯32°48.9′ 東経129°44.9′）
インシデントの概要	プレジャーボート仙竜は、航行中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年2月27日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 仙竜、5トン未満（長さ3.68m） 292-34984長崎、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力7.3kW、回転数毎分5,750、2気筒、ボア56.0mm、使用燃料ガソリン、平成12年10月機関製造、平成3年9月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、三重式見港内の釣り場に向け、同港内を航行中、突然、船外機が停止した。 船長は、船外機を点検し、再始動させようとしたものの、始動できず、原因が分からなかったため、自力での航行を断念し、海上保安庁に救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇にえい航されて三重式見港内の棧橋に着桟した。 船外機は、本インシデント後、整備会社による点検の結果、次のことが判明した。 (1) 点火プラグを点火させる電子制御式点火装置（以下「点火装置」という。）が作動不良となっていた。 (2) 点火装置は経年劣化により装置内で配線が断線している可能性がある。 （写真1、2 参照）



写真 1 点火装置の取付箇所

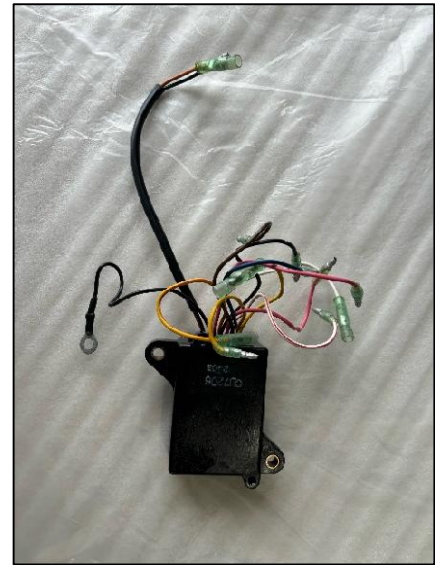


写真 2 点火装置

船外機の製造会社によれば、点火装置は、定期点検及び定期交換部品の対象ではなかった。

また、整備会社によれば、点火装置は、分解して点検及び整備ができないものであり、異状があった場合には新しい点火装置に交換する取扱いとなっていた。

船外機は、本インシデント発生の約 7～8 年前に中古で購入されて以降、年に 1 回、整備会社による点検及び整備が行われていた。しかし、点火装置は、これまでの出航時に船外機の異状は認められなかったため、交換がなされなかった。

なお、購入前の整備記録はなく、購入前の整備状況は不明であった。

船長は、月に 1～2 回、釣りの目的で本船に乗船しており、ふだん出航前に船外機の外観点検のほか、燃料系統、冷却水系統等の目視点検を行っていた。

船長は、本インシデント後、点火装置を交換したところ、増速操作を行った際、以前よりも加速するなどの運転状態が良くなったことを感じた。

分析

本船は、航行中、船外機が停止し、再始動ができなくなり、運航不能となったものと推定される。

船外機は、次のことから、点火装置の経年劣化により、点火プラグが点火しなくなって停止し、始動ができなくなったものと考えられる。

- (1) 点火装置は、定期点検及び定期交換部品の対象ではなかったため、船外機購入前、交換がなされていなかった可能性が高く、また、船外機購入後も船外機の異状は認められず交換がなされな

	かったこと。 (2) 点火装置の交換により船外機の運転状況が改善されたこと。
原因	本インシデントは、本船が航行中、点火装置が経年劣化によって作動不良となったため、点火プラグが点火しなくなり、船外機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船外機を使用する小型船舶の船長は、運転状態を確認し、機関故障となる予兆を見逃すことなく、必要であれば、専門業者による船外機の点検及び整備を行うとともに、その予兆が点火装置の可能性がある場合には交換すること。